

はじめに

「法律を学ぶには、暗記してはだめだ、理解しなければならない。」

ある著名な法学者の言葉である。この言葉は、看護学生や看護師が法律を学ぶ場合にも当てはまる。

それでは、法律を理解するためにはどうすればよいか。これに対する唯一絶対の答えがあるとは思えないが、少なくとも、看護をめぐる法と制度の枠組みの中で、今、学んでいる個々の法律が、どのような位置づけにあるかを確認することが必要であろう。そのために、MAP②やMAP③が役に立つ。また、これらのMAPは、看護をめぐる法の森の中で迷子にならないための案内図として役立つであろう。

今日、コンプライアンスの重要性が指摘されているが、「法律に規定された内容を遵守さえしていればよい。」というのでは十分ではあるまい。およそ法律は、社会や歴史の動きに無関係に存在しているわけではない。必ず、その法律が制定された歴史的・社会的背景があり、目的がある。本書では、この点に十分意を用いたつもりである。このことを理解することが、個々の条文の理解と適切な解釈につながるからである。そして、このような理解を踏まえて、「法令を遵守する」ことこそが必要なのではないかと思う。

しかし、看護師には、もう一歩進んで、よりよい看護実践のために、いかに法律を使いこなすかという視点を持って欲しい。本書は、看護基礎教育の教科書であると同時に、現場に出た看護師が、実践の中で法律を使いこなす場面でもおおいに活用して欲しいと思っている。MAP①は、そのための道しるべともなるであろう。

「看護師が法律をキライにならないような教科書」をつくれぬものか、編者一同が目指した第一の目標であった。

しかし、「言うは易く行うは難し」である。法律の解説である以上、正確さはマストの条件である。正確さを失わずにわかりやすく説明する、これは至難の業である。

なぜ、法律がキライになるか。法律の条文は、読みにくい、わかりづらい、むずかしい。なるほど、その通りかもしれない。法律の条文が、事柄を正確に、論理的に表現するために、時としてまわりくどく、そして法律に独特の言葉の使い方をしていることは否定できない。しかし、そのことが法律ギライを生んでいるのだとしたら、条文を抜き書きするだけで解説に代えることは避け、できるだけわかりやすい言葉で解説しようという編集方針で臨んだ。そのために、正確性が確保できているかをおそれている。今はインターネット等で容易に法律を検索できる便利な世の中である。本文中に関連する条名を掲載しよう心がけたので、関心を持たれた方は是非、直接、条文を参照してもらいたい。

ご協力をいただいた多くの執筆者には、編者として、多くの無理難題を、そして、時として失礼なお願いをしてしまったことをお詫びするとともに、心よりの御礼を申し上げます。

ここによりやく、看護をめぐる法と制度を世に送り出すことができる。読者のみなさまの『異論・反論・オブジェクション』を糧に、さらによりよいものにしていければと思う。

編者一同

第6版によせて

医療・看護をめぐる法と制度は、今日なお、めまぐるしく動いている。初版第1刷を世に送り出して以来、大小の法改正や新法の制定などを踏まえ、毎年度、増補・改訂をしてきたが、その結果、掲載法律数が増加する一方であった。そこで第6版においては、直近の通常国会（第213回国会、令和6年1月26日～6月23日）において成立した本書に関連する法律の改正等を受け、その内容を修訂するという従来の基本方針は踏襲しつつ、取り上げるべき法律を見直し、看護師にとって必要と思われるものを厳選して改訂した。その際、従来の版では本文で述べられていた「国家試験には出題されにくい、看護職として知っておきたい事柄」については、plus α やコラム、あるいは新設した動画コンテンツなどを活用して解説することとした。

今般の改訂においては、次のようなページを新設した。

(1) MAP① (→p.18) 病院で働く看護師を例に、「法と制度」がどのようにかかわっているかを図示したイラストマップであり、関連する法令名へのリンクも貼られている。ややもすると抽象的になりがちな法律の学習において、臨床の場において「法と制度」がどのように関連しているかについて、具体的なイメージを抱いて学習して欲しいとの思いからである。なお、これに伴い、従来からのMAP①～③は、それぞれ②～④とし、その配置場所を一部変更した。

(2) NAVIGATION (→p.20) 学生の皆さんが抱きがちな疑問を想定し、それぞれがどの章・節で解説されているかを示したものである。これにより、読者が“？”と思った事柄から、自由に読み進めることができるよう配慮した。

(3) TOPICS (→p.22) 「看護」をめぐる法と制度を学ぶには、その背景にある「社会」をめぐる法制度のトレンドを理解しておくことが重要である。そのために、看護には直接的には関係がないと思われる「LGBT理解増進法」「共同親権」など、近年成立した法律やキーワードを簡潔に解説するコーナーを設けた。

どのようにカリキュラムが改訂されようと、「看護をめぐる法と制度」に配分された授業時間内で、本書の内容をすべてカバーすることは不可能であろう。そこで、他の学習領域・科目を学ぶに際して本書を傍らに置き、MAP②を参照しながら、その科目に関連する法と制度について学習してほしい。「看護をめぐる法と制度」を、看護教育全体の中で学ぶことによってその理解を深めてほしいからでもある。

世の中が動き、政治が対応し、政策が変われば、それに連動して法と制度も変わることになる。法と制度に関する教科書は、刷り上がって書店に並んだときにはすでに古くなっているということがないわけではない。法と制度に関する教科書の、いわば、宿命でもある。これに対応するためには、労をいとわず、可能な限りの修訂・増補・改訂を施すしかないが、少しでも早く最新の情報を得るためには、例えば、厚生労働省の新着情報配信サービス (<https://www.mhlw.go.jp/mailmagazine/>) などを積極的に活用していただきたいと思う。